

Microsoft Azure CSP サービス約款

本約款は株式会社ソフトクリエイト（以下「弊社」という）が Microsoft Cloud Solution Provider プログラム（以下、「CSP プログラム」という）に基づいて、Microsoft Azure を通じて本件サービス商品（第 1 条に定義する）をお客様（第 1 条で定義され、2 条以下「御社」という）に提供販売するために、御社と弊社との間における本件サービス商品の提供販売について定めることを目的としたものです。御社は本約款に同意することにより、本件サービス商品を日本国内においてお客様として自己使用する目的の下でのみ、弊社より本件サービス商品を購入することができます。御社が本件サービス商品を購入利用する場合、本約款に同意のうえ、弊社所定の方法で申込をする必要があります。御社がかかる申込をし、弊社がこれを受領した場合、本約款に基づく契約が成立したものとします。本約款は本件サービス商品に関する一切の関係に対して適用され、お客様は、本件サービスの利用申込前に必ず本約款の内容を確認し、当該利用申込に際して本約款を承諾したものとみなすものとする。

第 1 条（定義）

(1) 「本件サービス」とは、Microsoft Azure を通じて弊社又はマイクロソフト社がインターネット等を介してお客様へ提供される一定の機能・便益を提供するための一連の提供サービスをいう。機能・便益を実現するためのソフトウェア又はアプリ等がある場合、これを含む。

(2) 「本件サービス商品」とは、弊社又はマイクロソフト社が提供販売する本件サービスを利用するための権利を化体した商品をいい、本条(4)で定義される最少提供単位で提供される商品を指すものとする。

(3) 「マイクロソフト社」とは、本件サービスを開発し、本件サービスの利用について、その権利を第三者に許諾する地位を有する者で、日本マイクロソフト株式会社、Microsoft Ireland Operations Limited. 又はその関連会社をいう。

(4) 「最少提供単位」とは、本件サービスの提供にあたり、予め本件サービスごとに決められた提供可能な最少単位をいう。本サービスの提供単価は最少提供単位ごとに定められるものとする。

(5) 「利用期限単位」とは、本件サービスの提供にあたり、予め本件サービスごとに決められた提供期間の単位（月単位、又は年単位を含むがこれに限定されない）をいう。

(6) 「Microsoft Azure」とは、本件サービス商品の提供販売を行うためマイクロソフト社が運用する Web サイト及びこれに付随するクラウドサービス提供システムの総称をいう。

(7) 「プラットフォーム」とは、本件サービス商品の提供販売を行うための弊社又は第三者が運用する提供販売情報の管理システムをいう。

(8) 「リセラー」とは、お客様への再販目的で本件サービス商品を提供販売する会社である弊社をいう。

(9) 「関連会社」とは、リセラーが所有する法人、またはリセラーと共通の所有に属する法人をいう。所有とは、50%を上回る持分権を支配することをいう。

(10) 「ディストリビューター」とは、CSP プログラムに基づいて提供される Microsoft Azure を、リセラーが取引するお客様からの発注に応じて、お客様のためにマイクロソフト社への発注・納品などの実務を行う法人を意味する。

(11) 「お客様」とは、本件サービスを頒布または再販のためではなく、エンドユーザーとして使用するために対象製品を取得する、日本国内の法人（リセラーまたはその関連会社を除く）をいう。

(12) 「CSP プログラム」とは、マイクロソフト社が展開するクラウドサービス販売プログラムの一つをいう。詳細は

<https://mspartner.microsoft.com/ja/jp/pages/solutions/cloud-reseller-overview.aspx> に掲載されるものとする。

(13) 「マイクロソフト顧客契約」とは、CSP プログラムに基づいてお客様に対して本件サービス商品を提供販売するためにマイクロソフト社がお客様と締結する契約書をいう。マイクロソフト社は、お客様と締結したマイクロソフト顧客契約を変更することができるものとする。当該変更に関し、マイクロソフト社から弊社が通知を受領した場合、弊社は当該通知を御社に通知するものとする。お客様はマイクロソフト顧客契約を一切変更できない。「マイクロソフト顧客契約」は <http://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/terms.pdf> に掲載されるものとする。

(14) 「マーク」とは、(i) 弊社、お客様、ディストリビューターのいずれかの名称、ワードマーク、ロゴ、ロゴタイプ、トレードドレス、デザインまたはその他の標章、(ii) 「マイクロソフト」の商標および商号、それに由来する一切の商標および商号、ならびにマイクロソフト社が所有し、すべての対象製品に関連して使用する商標または

<http://www.microsoft.com/en-us/legal/intellectualproperty>（もしくはマイクロソフト社が適宜変更するその他のサイト）に掲載の商標、ならびに(iii) 弊社、お客様、ディストリビューターのいずれかが所有する一切の著作権をいう。

第 2 条（本約款の適用）

1. 弊社は、本約款を定め、本件サービスの利用は、本約款に基づくものとする。
2. 本約款は、弊社と御社との間で合意又は提示された、契約書、誓約書、提案依頼書及び提案書等に優先して適用されるものとする。
3. 前項に拘わらず、本約款と個別契約（個別契約に関する見積書、申込書及び注文書を含みます）の規定が異なるときは、個別契約の規定が本約款に優先して適用されるものとする。

第 3 条（本約款の変更）

1. 弊社は、本約款を変更しようとする場合、弊社のウェブサイトに掲載する方法等により、あらかじめ御社に対して本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容及び約款変更の効力発生日を告知します。
2. 前項に基づき本約款の変更を告知した日から約款変更の効力発生日までに御社からの異議の申し出がない場合、御社は当該変更に同意したものとみなし、以後、弊社と御社との間において、変更後の約款の効力が生じるものとする。

第 4 条（通知）

1. 弊社から御社への通知は、本約款および個別契約に定めがない限り、通知内容を書面の発送、電子メールの送信または弊社のホームページに掲載するなど、弊社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社から御社への通知を書面の発送、電子メールの送信又は弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、御社に対する当該通知は、それぞれ書面の発信、電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

第 5 条（提供販売）

1. 御社による本件サービス商品の購入申込（以下「申込」という）は、弊社により指定された手続（以下「指定手続」という）を御社が行った際になされたものとし、申込に対する弊社による承諾がなされた時その他所定の手続きに基づき御社との間の個別契約（以下「個別契約」という）が成立する。個別契約は、一定期間ごとに集計された本サービスの使用量が最少提供単位で除した数の個別契約が成立したものとみなす。使用量が最少提供単位に満たない場合の本件サービス商品の提供単価の計算方法については本件サービス商品ごとに定め、予め弊社所定の方法で開示するものとする。但し、第 9 条に定める支払いがなされない場合、御社への本件サービスの提供は取り消されることがあり、かかる取消によりカスタマとの間で生じた一切の問題は御社の費用と責任においてこれを解決するものとする。
2. 本約款において本件サービス商品の提供、申込、又はそれに付随する各当事者間の取引に関して「販売」「提供販売」「仕入」「購入」などの用語を用いる場合、売買契約に準じて解釈されるものとするが、かかる用語の使用は当該本件サービス商品のマークの譲渡、移転を意味するものではなく、関連する行為が行われた後も、当該本件サービス商品のマークは弊社又はベンダーに帰属する。御社は、いかなる場合においても、知的所有権その他の権利の帰属に基づく主張をしないものとし、カスタマを含む第三者をして主張させてはならない。

Microsoft CSP

3. 指定手続きに関し、WEB 申請等において、弊社は御社の依頼に基づき、御社を代行して手続き（当該手続きを以下「代行手続き」という）することができるものとする。御社は、WEB 申請等の内容を含めた代行手続きに関する事項（以下「代行手続きに関する事項」という）に関し、弊社及び第三者に対し、異議申し入れその他何らの主張及び請求をしないものとし、代行手続きに関する事項に起因又は関連して御社又は第三者に損害その他の不利益が生じた場合といえども、弊社は一切の責任を負わないものとする。

4. 御社は、申込にあたり、指定手続き所定の契約・規約・約款その他の指定条件（以下の各号の契約等を含むが、それらに限定されず、また、変更・追加後の契約等も含むものとし、以下「指定条件」という）のすべてに同意するものとし、御社は指定条件を遵守するものとする。

- (1) 弊社をリセラーとすること
- (2) 「マイクロソフト顧客契約」
<http://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/terms.pdf>
- (3) 「Microsoft CSP サポートサービス規約」
<http://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/support-terms.pdf>
- (4) 「個人情報の取り扱いについて」
<http://cas.softbank.jp/privacy/index.html>
- (5) 「パートナーのロール割り当ての削除リスクについて」の確認
- (6) その他申込にあたり同意を求められる指定条件

第 6 条（納品）

1. 前条の個別契約により購入された本件サービス商品は、本件サービスの利用開始が可能になった日時をもって、納品が完了したものとし、御社による本件サービスのマイクロソフト顧客契約の諾否、又は利用開始の有無を問わない。日時とは協定世界時（UTC）をいう。

2. 前項に定める本件サービスの納品は、最少提供単位ごとになされたものとする。この場合、御社が最少提供単位ごとの本サービス商品の使用を開始した際に納品がなされたものとみなす。

3. 本件サービスに利用期限単位が決められている場合、利用開始後、利用期限単位が経過する前の所定の期限までにカスタマ又は弊社から本件サービスの利用期限単位後の継続利用を希望しない旨の申請がなされない限り、御社と弊社との間で利用期限単位満了の翌日（以下、「更新日」という）から引き続き本件サービス利用のための本件サービス商品の個別契約が成立したものとみなし、更新日をもって本件サービス商品の納品が完了したものとする。以後、利用期限単位経過のつど同様とする。

御社は予め本件サービス商品ごとに決められた所定の条件及び手続きに基づいて、本件サービスの変更、追加、削除を行うことができる。この場合、御社と弊社との間でかかる本件サービス利用のための本件サービス商品に関する個別契約が成立したものとみなす。特段の定めのない限り納品は本条第 1 項に準ずる。従前の本件サービス商品と変更、追加、削除された後の本件サービス商品の提供単価の計算方法については本件サービス商品ごとに定め、予め弊社所定の方法で開示するものとする。変更等の手続きに関し、第 5 条（提供販売）第 3 項及び同条第 4 項の規定を準用するものとする。

第 7 条（サポート）

1. 御社は本件サービスを御社に対して直接提供する当事者はマイクロソフト社であり、本件サービスについての御社の責任はマイクロソフト社が負い、弊社及びディストリビューターは本件サービス商品の御社に対する提供販売、およびそれに付随する行為についてのみ責任を負うことに同意するものとする。なお、本件サービスのサポートは特段の定めのない限り、ディストリビューターが行う。かかるサポート情報については、ディストリビューター所定の方法で開示するものとする。

2. 御社と利用ユーザーその他の第三者との間において本件サービス商品の提供利用に関するトラブルが発生した場合、御社は御社の責任と費用においてこれを解決するものとし、かかるトラブルに起因して弊社、ディストリビューター又はマイクロソフト社に損害が生じた場合には、当該損害を賠償するものとする。但し、トラブルの原因がマイクロソフト社の運営するシステムや、本件サービスに起因する場合で、重大なバグ、その他の不具合が発見されたときは、弊社はディストリビューターを介して、マイクロソフト社に対し速やかに不具合の修正、改良を求め、マイクロソフト社の責任と費用においてこれを解決させるよう努めるものとする。なお御社は、かかる重大なバグ、その他の不具合の修正、改良、その他の措置が経済的に合理的な範囲で実施されること、及びかかる重大なバグ、その他の不具合の修正、改良、その他の措置が御社の目的または期待に適合することを保証するものではないことにつき同意する。

第 8 条（販売情報）

弊社は、提供販売された本件サービス商品の販売情報（数量、提供単価等）についてはプラットフォーム、もしくは弊社所定の方法で開示する

ものとする。

第 9 条（支払い）

1. 本件サービス商品の購入のために御社が弊社に支払う対価は、提供販売が行なわれ本件サービス商品の数量と提供単価に基づき、本件サービス商品ごとに定められた計算方法により算出されるものとする。

2. 弊社は御社に対して、前条の本件サービス商品の販売情報に基づき、申込書記載の請求支払期日に従って請求書を発行する。

3. 御社は前項の請求書に基づき、個別契約で定めた請求支払期日に従って本件サービス商品の購入のための対価を、弊社の指定する銀行口座に送金して支払うものとする。送金手数料は御社の負担とする。

4. 消費税等相当額は、本条第 1 項の本件サービス商品の利用期間の対価総額毎に消費税法上現に有効な税率を乗ずることにより算出されるものとする。なお、消費税等の税率が変更になった場合に、変更以前の申込書、WEB 申請内容、注文書、又は請求書等に消費税等を含めた価格のみが記載されている場合であっても、弊社は変更後の消費税等の額について価格提示の際の税率により合理的に算出される本体価格に基づいて適正な消費税等の額の算出を行ない、過不足がある場合は、御社に対して、随時その差額について精算をすることができるものとする。

第 10 条（遅延損害金）

万一、御社が本約款から生ずる債務の支払を遅延した場合、御社は弊社の請求に基づき、遅延した金額に対し遅延した日から完済に至るまで年 14.6%（年 365 日の日割り）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第 11 条（提供販売の中止等）

弊社は、次の各号の一に該当する場合には、本約款又は個別契約の有効期間中といえども、事前の告知及び何らの補償無しに本件サービス商品の全部又は一部の提供販売を制限又は中止することができるものとする。

- (1) 弊社、ディストリビューター又はマイクロソフト社の本件サービス商品の提供に関連する装置・システム等の保守点検・更新を定期的、又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等の人為的災害により本件サービス商品の提供販売、又は本件サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本件サービス商品の提供販売又は本件サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合等、弊社又はディストリビューターの責に帰すべき事由によらない事情により、本件サービス商品の提供販売、又は本件サービスの提供が困難になった場合
- (5) 理由の如何を問わず、弊社とディストリビューター間の契約又はディストリビューターとマイクロソフト社との間の契約が終了した場合。
- (6) 弊社又はディストリビューターの責に帰すべき事由によらず本約款が終了する場合
- (7) その他不測の事態により、弊社又はディストリビューターが本件サービス商品の提供販売が困難であると判断した場合

第 12 条（保証の制限）

1. 弊社及びディストリビューターは、本件サービスにバグその他本約款により成立する契約に適合しない事実が存在しないことを保証するものではない。弊社及びディストリビューターは本サービスの継続性、正確性、及び本サービス商品が御社又はカスタマの特定の目的に適合することを保証するものではない。

2. 弊社及びディストリビューターは本件サービスに含まれるマークについて、いかなる場合においてもその責任を負うものではない。

3. 御社および弊社は、本件サービス又はマイクロソフト社のシステム等に生じた不具合により御社に対する本件サービス商品の提供販売が 3 ヶ月以上中断した場合は、個別契約の全部又は一部を解約することができる。

第 13 条（秘密保持）

御社は、本約款に関連して知り得た弊社及びディストリビューターの販売政策、個人情報、その他の情報を漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、御社は秘密保持義務を負わないものとする。

- (1) 情報の開示の時点で、すでに公知又は公用である情報
- (2) 情報の開示の後、御社の責に帰すべき事由によらず、公知又は公用となった情報
- (3) 情報の開示の以前から、御社が適法に所持していた情報
- (4) 情報の開示の後、御社が、第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報

Microsoft CSP

第 14 条 (個人情報)

御社が本件サービス商品について個別契約を行うにあたり提供される顧客、利用ユーザー等の個人情報について、弊社又はディストリビューターは、御社に対して本件サービスの利用に関するサポートを行うことを目的として、マイクロソフト社等の業務従事者に提供することがある。また、弊社又はディストリビューターはかかる情報を個人の特定がなされないよう十分な配慮を行ったうえで、本件サービスの利用に関する傾向や動向を匿名化した情報として分析し、商品・サービスの売れ筋情報や、クロスセリング・アップセリングを目的とした情報として集計・分析・公開することができることにつき、御社は同意する。

第 15 条 (期限の利益の喪失等)

御社が次のいずれかに該当した場合、本約款に基づく御社の一切の債務の履行につき期限の利益を喪失するものとし、弊社は何らの催告を要さず直ちに本約款が適用される個別契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 代金の支払いを怠ったとき
- (2) 前号の場合を除き、本約款に定める各条項の違反の是正を求める書面を弊社から受領後、15 日間是正がなされないとき
- (3) 他の債務により強制執行をうけ、もしくは会社更生、破産、民事再生手続開始等の申し立てがなされたとき
- (4) 解散、又は事業譲渡にかかわる決議を行ったとき
- (5) 支払停止又は手形交換所の不渡処分を受けたとき
- (6) その他著しい信用の悪化、背信行為のあったとき

第 16 条 (損害賠償)

弊社は、本約款又は個別契約に関して生じた損害については、弊社の帰責事由による直接の結果として御社に現実生じた通常損害に限り、これを賠償する責を負うものとし、事由の如何を問わず、間接損害、営業損害、機会損失その他の特別損害を含まないものとする。ただし、いかなる場合も損害賠償の合計は損害賠償事由の生じた直前の 12 カ月に個別契約に基づき弊社が御社から現実受け取った代金の合計を上限とする。

第 17 条 (相殺禁止)

他に定める場合を除き、御社は、本約款が適用される個別契約に基づく債務を他の債務と相殺できないものとする。

第 18 条 (譲渡禁止)

御社は、本約款が適用される個別契約に基づく権利義務の全部または一部を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡できないものとする。

第 19 条 (有効期間中の解約)

弊社は、個別契約の有効期間中といえども、書面による 1 カ月前の予告をもって個別契約を解約できるものとする。

第 20 条 (反社会的勢力の排除)

1. 御社は、個別契約締結時において、自己（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者をいう）又は本約款を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
2. 御社は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出するものとする。
3. 弊社は、御社又は本約款を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本約款を解除することができるものとする。
4. 弊社は、御社が本約款に関連する契約（以下「関連契約」という）を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、御社が速やかにこれに応じなかった場合は、直ちに本件契約を解除することができるものとする。
5. 前 2 項の規定により契約が解除されたことにより、弊社が損害を被った場合には、弊社は御社に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、御社は弊社に対し、その名目を問わず、解除に関し生じた損害について一切の請求をしないものとする。

第 21 条 (契約終了後の措置)

別途の合意がある場合を除き、個別契約が終了した場合の本件サービスの利用に関する措置は次のとおりとする。

(1) 個別契約終了までに御社が既にお客様に本件サービス商品を提供販売している場合には、お客様は引き続き本件サービスを利用できるものとする。但し、第 5 条第 1 項但し書きに該当する場合、又は第 11 条に該当する場合、その他、本件サービスを本約款終了前と同様に引き続き提供できる合理的な条件が整っていない場合はこの限りではない。

(2) 個別契約に基づき弊社から御社へ提供した一切の資料を、御社は、弊社の指示に従い直ちに弊社へ返還するものとする。

第 22 条 (残存義務)

個別契約の終了後といえども、第 1 条（定義）、第 5 条（提供販売）、第 10 条（遅延損害金）、第 11 条（提供販売の中止等）、第 12 条（保証の制限）、第 13 条（秘密保持）、第 14 条（個人情報）、第 16 条（損害賠償）、第 21 条（契約終了後の措置）及び第 23 条（管轄裁判所）についてはなお効力を有するものとする。

第 23 条 (管轄裁判所)

本約款及び個別契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 24 条 (協議事項)

本約款及び個別契約に定めのない事項、または本約款又は個別契約に関し疑義が生じた場合は、御社及び弊社双方で、誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとする。

第 25 条 (リザーブドインスタンスに関する特則)

1. 本件サービスには、所定の条件に基づき、将来の利用容量の増加に備えて、一定期間コンピューティング性能を予約し、従量課金ではなく、定額料金かつ割引価格（以下「本件価格」という）で仮想マシン（CPU およびメモリ）が利用できるオプションサービス（以下「リザーブドインスタンス」という）があり、リザーブドインスタンスを選択できるものとする。なお、リザーブドインスタンスは、「リザーブド」または「RI」などで表記がされる場合があるものとする。
2. リザーブドインスタンスに関し、リザーブドインスタンスの適用対象、リザーブドインスタンスの適用期間（以下「本件適用期間」という）、本件価格その他の事項は、本約款第 5 条の指定手続き及び個別契約に基づき定めるものとする。
3. 本件適用期間は、1 年間または 3 年間のいずれかを選択するものとし、本件適用期間中、適用対象となる本件サービスは「年額固定制」または「その他固定制」料金で提供されるものとする。但し、本件適用期間の途中で、適用対象となる本件サービスの契約が終了する場合、当該本件サービスの契約終了日において、本件適用期間も終了するものとする。
4. 本件適用期間は自動延長されず、本件適用期間の満了後もリザーブドインスタンスの適用を希望する場合は、本件適用期間の満了月の末日までに再契約の締結が必要となる。
5. 弊社は御社に対し、本件適用期間の開始月（再契約の場合は再契約後の本件適用期間の開始月）の請求書にて、本件適用期間の全期間分の本件価格を一括請求し、当該請求書に基づき、御社は弊社に当該本件価格の全額を支払うものとする。なお、本件価格には、弊社が加えた 8% の手数料が含まれるものとする。
6. 本件適用期間中に中途解約する場合においても返金はされないものとし、第 3 項但し書きに基づき本件適用期間が終了する場合も、同様とする。

2022 年 5 月 1 日 制定・発効

2025 年 4 月 1 日 改定（第 25 条追加）